

大田区の情報公開制度と 個人情報保護制度

平成30年度の運用状況をお知らせします

1 情報公開制度とは

区が保有している公文書の開示を求める区民の皆さんの権利を保障し、区政情報の公開の推進を図るものです。法令や条例の規定により開示することができない情報や個人情報などを除き、開示を原則としています。

皆さんからの公文書の開示請求に応じて、30年度は下表のとおり決定しました。

実施機関	請求件数	決定内容(件数)				不服申立 件数
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	
区長	1,015	654	325	31	50	1
教育委員会	26	8	22	0	2	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
議会	6	2	4	0	0	0
合計	1,047	664	351	31	52	1

※1件の請求で決定が複数となる場合があるので、請求件数と決定件数は一致しません

●請求者内訳…区内在住者161人、区内法人・在勤者198人、利害関係者1人、任意的開示請求者687人(区外在住者、区外法人など)

※同一人が複数の請求を行っている場合があるため、請求者内訳は延べ人数です

●開示した主な公文書…調整計算図、耕地整理図、営業許可施設一覧、環境衛生施設業務台帳など

◎公文書・自己情報の開示請求は、
当該公文書を管理している課などへお問い合わせください

手数料は無料です。ただし、写しの交付は実費負担があります。

◎決定に不服があるときは、「審査請求」をすることができます

学識経験者で構成した「大田区情報公開・個人情報保護審査会」へ諮問し、その答申を踏まえ、裁決します。ただし任意的開示請求者は審査請求ができません。

◎「平成30年度公文書・自己情報開示請求運用状況」が閲覧できます

区政情報コーナーでご覧になれます。情報公開・個人情報保護審議会の会議資料(電子計算処理に係る個人情報項目一覧を含む)も閲覧できます。

2 個人情報保護制度とは

区は事務の執行上、皆さんの個人情報を収集・保管・活用しています。皆さんの個人情報を保護するために、「大田区個人情報保護条例」を制定し、個人情報の収集の制限、目的外利用や外部提供の原則禁止、個人情報を電子計算組織に記録する際は「大田区情報公開・個人情報保護審議会」の意見を聴いたうえで実施するなど、個人情報の適正な管理のために区が守らなければならない原則を定めています。

30年6月以降、新たに電子計算組織を利用するとした主な業務は右表のとおりです。「大田区情報公開・個人情報保護審議会」に意見を聴いたうえで実施しています。

業務名	記録項目
路面下空洞調査委託	個人を特定する画像・映像データ(調査画像に映り込んだ通行者等)
学級集団調査業務委託	学校名、学年、クラス、出席番号、氏名、生徒が記載した調査内容

●自己情報の開示請求などができます

区が保有している個人情報について、本人が開示や訂正を求めることができます。皆さんからの自己情報開示請求に応じて、30年度は下表のとおり決定しました。なお、法令などの規定により請求に応じられないことがあります。請求のときは、本人であることを確認するため必ず身分証明書などを提示していただきます。

請求件数	決定内容(件数)					不服申立 件数
	全部開示	部分開示	開示請求に 応じられない	訂正請求に 応じられない	不存在	
334	181	102	5	0	46	0

●開示した主な文書…介護認定審査会資料、住民票の写し等交付申請書、巡回相談報告書など



自分で守ろう!個人情報

- ★SNSやブログなどに、不用意に個人情報を書き込まない
- ★パスワードは推測されにくいものとし、使い回さない
- ★事業者などに個人情報を提供するときは、利用目的や管理体制を確認する

☎総務課情報セキュリティ対策担当
☎5744-1150 FAX5744-1505

犬猫と上手に 付き合いましょう

飼い主の方へ

ペットは大切な家族の一員です。飼い主は健康と安全に気を配り、最後まで飼いつける責任があります。飼育ルールやマナーを守り、地域社会との調和にも気を配りましょう。

犬を飼い始めたら

- 犬の登録と年1回の狂犬病予防注射
- 外出のときは必ずリードを付ける
- ふんは持ち帰り、尿は水で洗い流す

猫を飼い始めたら

- できるだけ室内で飼う
- 飼い主の連絡先がわかる名札などを付ける
- 繁殖を望まない場合は去勢・不妊手術をする
区では去勢・不妊手術費用の一部を助成しています。

大田区地域猫対策講演会を行います

- 講師 黒澤泰(「地域猫」の発案者)
- ☎6月22日(土)午後2時~4時
- ☎消費生活センター ☎先着100名程度
- ☎当日会場へ

飼い方のコツなど詳細はコチラ▶



☎生活衛生課環境衛生担当 ☎5764-0670 FAX5764-0711

ご注意!

6~9月は 光化学スモッグ の発生しやすい時期です

光化学スモッグにより目やのどの痛み、頭痛や吐き気などの症状が出る場合があります。気管支ぜん息の既往歴のある方や乳幼児、高齢者、病弱な方などは影響を受けやすいので特に注意が必要です。

光化学スモッグ注意報などが発令されたら

屋内へ入りましょう。また、窒素酸化物の排出量を少なくするため、できるだけ自動車での外出を控えましょう。

目がチカチカしたり、のどに痛みを感じたときは

屋内に入り洗眼やうがいをしてください。光化学スモッグの影響と思われる場合は、地域健康課(6面参照。土・日曜、休日は医療機関案内サービスひまわり ☎5272-0303、聴覚障がい者用 ☎5285-8080)へ連絡してください。

光化学スモッグに関する情報

区の防災行政無線やHPなどでお知らせします。東京都の光化学スモッグに関する情報は、東京都環境局HPで閲覧できます。

東京都の情報

テレホンサービス ☎5640-6880

環境局HP

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

インターネットによる緊急時情報 (パソコン・携帯電話共通)

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php>

☎環境対策課環境調査指導担当

☎5744-1367 FAX5744-1532

地下室をつくるときはご注意を!

建築物の地下空間利用(居室・駐車場など)の増加に伴い、地下室などへの浸水被害が発生しています。

設計時に工夫しましょう

- 半地下や地下の玄関には、道路面より少し高く階段を設ける
- 半地下や地下の駐車場には、「止水板」を設置する
- 地下室の電源コンセントは壁の高い位置に配置する、地下室専用の分電盤を設ける

豪雨・洪水のときには

地下室にいると外の様子がわかりません。早めに避難するようにしましょう。

☎建築審査課建築審査担当

☎5744-1388 FAX5744-1557

